

## 第 77 回神奈川県屋外広告物審議会 会議記録

■日時 令和 3 年 11 月 12 日（金）午後 2 時から午後 3 時まで

■場所 波止場会館 1 階多目的ホール

■出席委員（敬称略）

倉田直道委員、菊竹雪委員、佐々木葉委員、田中佐知子委員、川崎修平委員、原聡祐委員、飯野まさたけ委員、古賀照基委員、榊原純委員、椎橋薫委員、石塚省二委員、長沼隆委員、畠山淳一委員、末廣芳和委員、渡邊敬弓委員

### 1 開会

議長から、委員総数 18 名のうち過半数を超える 15 名の委員の出席により、定足数を満たしていること、審議会を公開とすることを報告。

### 2 議題

#### （1）諮問事項

新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定について、資料 1-1・1-2 に基づき都市整備課長から説明。

#### ○議長（倉田委員）

ただいま、諮問事項について説明がございました。ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言願います。

#### ○原委員

確認ですけれども、この禁止地域となる場所には対象となる広告物は実際出ている状況ですか。

#### ○都市整備課長

現在、この地域内の広告物は 20 件ほどございます。

#### ○原委員

20 件というのが多いのか少ないのかというのは分からないですけれども、そちらに関しては 1 件ずつ説明に行くのでしょうか。

#### ○都市整備課長

今回答申いただいて、禁止地域にすることとなった場合には、該当の広告物の持ち主に説明する予定です。

また、新たに、禁止する時期より前に申請が上がった場合には、今後ここは禁止になりますということを説明しながら許可します。

### ○原委員

今までも、道路の延伸等でこのように禁止のエリアが広がってきていると思うんですけども、たとえば過去の例で、圏央道が延伸されるときに、エリアが広がったことについて広告主の方とのトラブル等というのはないですか。

### ○都市整備課長

経過措置期間として、禁止地域の指定後も2回程度申請できますので、過去にトラブルがあったというような情報は特に入っておりません。

### ○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。

### ○川崎委員

今、目立ったトラブルはないということですが、もし仮にトラブルになったとして、やはり違反した場合、罰則のようなものもあるのでしょうか。

### ○事務局

9年間の経過措置期間を過ぎて、そのまま掲出されている場合につきましては、条例違反の広告物となりますので、県で定めている違反広告物の是正指導要領に基づいて指導を行いまして、指導を行っても是正されない場合には、最終的には措置命令ですとか、代執行などを行うことができます。

### ○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。

### ○椎橋委員

資料1-2で、車で東から西へ向かって行って、山が切り立っている斜面にトンネルの入口がありますと、500メートル先までは見通せないような地形もあると思いますが、禁止地域にする場合に、実際の地形がどうかというところまでは特段気にせずに、こういった平面的な図面の上で、500メートルというのを定めていくという考え方でよろしいでしょうか。念のため教えていただきたいです。

### ○都市整備課長

このイメージ図はあくまでも参考図的なものでございまして、理屈的にはこの500メートル範囲ということですが、先ほどお話ししましたように、地形的に除外される区域がございまして、実際の申請段階ではそういうところの確認はします。

### ○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。

○榊原委員

資料1-1の1(3)のところで、「道路から展望できる範囲」に該当しない地域という定めがありますけれども、「地域の指定」の告示の資料では、道路の指定などがされていますが、ここで禁止地域から除外する地域というのは、どこに定めがおかれているのかお教えいただければと思います。

○事務局

該当しない地域は「地域の指定」の告示には特に定めていませんが、部長通知を出しておりまして、そちらで先ほどご説明したような半永久的な構造物や、地形などによって展望できない場合については除外するというような運用をしています。

条例第3条第1項第13号に、「道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲」とありますが、「展望できる」ということの解釈を、部長通知によって行っているという形にしております。

○榊原委員

その部長通知は公表されているのでしょうか。

○事務局

特に公表はしていませんが、別に審査基準というものを公開しておりまして、外部の方にはこの審査基準を通して部長通知の内容を公表しております。

○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。

○菊竹委員

諮問事項に異議はございません。ただ、今後ご説明いただく際に、資料1-2のイメージ図だけでは、やはりちょっと分かりにくいところがございますので、今後、参考資料として、スライド等でそのあたりの地域について、写真等を加えていただくと非常にわかりやすいかなと感じましたので、ご検討いただければ幸いです。

○議長（倉田委員）

おそらくこのあたりの土地勘が詳しくない方からすると、現在どのような状況なのか、というようなこともあるので、写真があった方が、私も含めてですけど理解しやすいということだと思います。

○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。

### ○飯野委員

資料1-1の「4 今後のスケジュール」のところで、先ほど1ヶ月の周知期間というご説明があったと思うのですが、具体的にどのような周知をされる予定なのか、確認させていただきたいと思います。

### ○事務局

具体的な周知方法につきましては、県のホームページで周知するほかは、エリアが限定されておりますので、今回の場合は伊勢原市の広告物事務を担当しております平塚土木事務所の担当者から、まず、広告物がすでに掲出されている場合には、個別にご説明をしまして、そのほかこれから出す予定の方がもしいらっしゃる場合は、許可窓口の方で周知を行う予定です。

### ○飯野委員

この周知の方法ですけれども、これから出す方に窓口で案内ということになると、こういう広告を出すのに、わざわざ役所に行って確認はせず、いきなりポンと出しちゃう人も中にはいらっしゃると思います。やはりしっかりと周知していかなければいけないと思いますので、県のホームページに掲載ということですが、県の広報や、あとは伊勢原市さんの市の広報とかそういうものに記事を載せていくことをぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○事務局

分かりました。伊勢原市とも調整しながら検討してまいります。

### ○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。

### ○古賀委員

冒頭の論点に戻るんですけど、禁止地域に指定されてから9年間は経過措置ということで、どこかの時点で取り外すことになると思いますが、その撤去費用などは広告主持ちになるのですか。それとも県が出すのですか。

### ○事務局

広告主の方の負担になります。

### ○議長（倉田委員）

秦野市については自主条例があるというお話でしたけれど、これは内容的には県の条例とほとんど同じものなのではないでしょうか。それとも秦野市はかなり違うとかということはあるのでしょうか。

○事務局

今回の禁止地域に限ってということによろしいでしょうか。

○議長（倉田委員）

そうですね、今回の新東名に関わる範囲についてです。

○事務局

道路については県と同じ500メートルが禁止地域で、秦野市の担当者にも確認したところ、県と同じようなスケジュールで禁止地域に指定する予定と聞いております。

○議長（倉田委員）

他はいかがでしょうか。ご意見がないようでしたら、採決に移らせていただきたいと思えます。

審議会規則第8条第3項の定めにより、議事は、出席委員の半数以上の賛成で決することとなっております。

本日の諮問事項「新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定について」は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（倉田委員）

出席者全員が賛成ですので、原案どおり答申することといたします。

（2）報告事項1

鎌倉市屋外広告物条例制定に伴う神奈川県屋外広告物条例の一部改正について、資料2に基づき都市整備課長から説明。

○議長（倉田委員）

ただいまの報告事項につきまして、ご質問やご意見がございましたら発言をお願いいたします。

○飯野委員

確か市議会にいたときに、地域の暗黙のルールがあるということを知ったことがあって、ビルの所有者の方の間で、屋上の広告物を若宮大路周辺にはお互いに出さないようにするという申し入れがあるというようなことを市の職員から聞いたことがあったんですけれども、まさにそのことがこの暗黙のルールの明確化という理解でよろしいでしょうか。

○都市整備課長

そのように伺っております。

○議長（倉田委員）

他はよろしいでしょうか。

（３）報告事項２

神奈川県屋外広告物条例施行規則（安全点検規定）の一部改正について、資料３に基づき都市整備課長から説明。

○議長（倉田委員）

ただいまご説明がございました報告事項２につきまして、ご質問やご意見がございましたら発言をよろしく願います。

○佐々木委員

資料３の２（１）のところですが、壁面に光を投影して表示するものは、その投影するための器具が壁面からちょっと出っ張っているようなものとかがあるのですが、その器具は点検の対象にならないのでしょうか。

○事務局

あくまで点検の対象は広告物で、「投影されたもの」が対象になるので、機械については別に点検をしてもらいますので、屋外広告物条例での点検の対象にはなっておりません。

○佐々木委員

それが老朽化して落ちてしまったりとか、ちゃんと固定されていないとそういう事故が起きたりする可能性があるのでは、広告を成り立たせるための器具を対象から外してしまうのは大丈夫なのかなという気がするのですが、そういう議論はなかったのでしょうか。

○事務局

一度持ち帰って、本当に対象から外していいのか検討したいと思います。

○都市整備課長

今言われているのは、プロジェクションマッピング等の映し出す方の機材の話でしょうか、それとも広告物の照明の関係でしょうか。

○佐々木委員

プロジェクションマッピングとか、大規模なプロジェクションマッピングでなくても、例えば路面に光を落として、お店の名前とか、壁面にもそういう形で映像的に映したりする広告というのを見るようになってきていて、そのディテールまで理解をしておりませんが、それ用の器具というものが、壁面からちょっと出ているということが

あるのではないかなと思っております。

#### ○都市整備課長

たとえば、広告物に光を当てる照明器具なんかは点検の対象にはなりません。

#### ○佐々木委員

広告物に光を当てるのではなくて、光自体が広告になっているものってありますよね。であるならば、その広告物に光を当てる器具と同じ扱いで、点検対象にする必要があるのではないのでしょうかと思います。あまり規模の大きいものはないかもしれませんが、少しずつ見かけるような気がいたします。

#### ○事務局

大規模なプロジェクションマッピングのようなものを想定していたので、今回は別の点検があると思って、広告物自体の点検は必要ないということで外したんですけれども、そういった小規模なものも踏まえてまた考えたいと思います。

#### ○議長（倉田委員）

それと関連するかもしれないですけど、デジタルサイネージみたいなものは、広告物として対象にはなっていないのでしょうか。

#### ○事務局

デジタルサイネージにつきましては、専用の基準というのは特に設けておりませんので、通常の広告板とか、壁面に付けられている場合は壁面利用広告物の基準を適用しています。自然系許可地域と住居系許可地域につきましては、ネオン照明とか点滅照明とか動光を使った広告物というのは設置できないことになっておりますので、そちらの方で規制をしている形になります。他の面積とかについては、通常の広告板と同じ基準になります。

#### ○議長（倉田委員）

広告物自体がかなり多様化してきているので、どこまでが広告物なのか、そうでないのか、という話にもなりますが、たとえば建物全体の壁面をデジタルサイネージのような形にしたものも出てきているので、そうしたときに安全性というのは問われないのかという議論もあると思います。かなり広告物が多様化してきているので、新しく出てきている広告等を確認しながら、早めに対応することを少しずつ考えていくということも大事ではないかという気がしました。

先ほど佐々木委員が言われたものですけど、そういった簡易なものも最近街中でよく見かけますが、壁面や路面に光などを落としていることが多いですね。それが映像でちょっと動いたりするようなものも結構ありますが、それはいずれにしても壁面に取り付けてそこに投影しているということで、投影された路面の広告自体ではなく、それを

投影している機械自体は壁面に付いていたりするので、場合によってはそれが落ちたりということもあるのではないかとのご指摘だったのだと思います。

**○議長（倉田委員）**

他はいかがでしょうか。

**○渡邊委員**

資料3の2（4）の点検項目の改正案は、かなり細分化されていますが、過去にあった事故などが再発しないようにという観点が反映されて、細分化されていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

**○事務局**

平成27年に札幌市で看板が落下して、重症者の方が1名出るという大きな事故が発生しておりまして、それを契機として国の方で安全点検に関する指針案というのが作られてまして、こちらで17項目の点検項目が例として示されておりますので、この17項目に、必要な点検項目というのが網羅されているのかなというふうに認識しております。

**○渡邊委員**

具体的にはその札幌の事例1件ぐらいなののでしょうか。

**○都市整備課長**

一番大きいのは札幌の例だと思いますが、その他にも細かい事例はあるのだらうと思っています。

補足しますと、今回5項目から17項目に変えますけれども、元々の項目の内容はすべて網羅されていて、それを国の指針案に従って細分化したということです。この指針は事故発生後に国から示されたものですので、このたび指針に対応したものに改正したいと考えております。

**3 閉会**